

公 告

このたび、運営適正化委員会の選考委員会委員の任期満了にあたり、次のとおり候補者を選任いたしました。選考委員会の委員候補者について意見のある方は、下記によりご意見をご提出ください。

なお、運営適正化委員会とは、福祉サービス利用援助事業の適正な運営確保や福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、都道府県社会福祉協議会に設置されるもので（社会福祉法第83条）、その委員の選任にあたっては、選考委員会の同意を得て都道府県社会福祉協議会の代表者が選任（社会福祉法施行令第15条）することになっています。この公示は、この選考委員会の委員の選任をするにあたって候補者を周知し広く意見を聞くために行うものです。

令和8年6月

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
会 長 市 川 忠 稔

記

1. 委員の任期

令和8年8月18日から令和10年8月17日まで（2年間）

2. 委員候補者

氏 名	選考区分	選 考 理 由
寺田 一芳	利用者支援 団体	滋賀県手をつなぐ育成会 事務局長であり、障害者福祉に関する知見を有するため
青木 雅子	利用者支援 団体	認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表であり、介護福祉に関する知見を有するため
岩永 信也	福祉サービス 経営者団体	滋賀県児童成人福祉施設協議会の研修部長であり、児童成人福祉に関する知見を有するため
尾崎 美登里	福祉サービス 経営者団体	滋賀県老人福祉施設協議会 副会長であり、高齢者福祉に関する知見を有するため
山川 すゑ子	公益	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 常任理事であり、社会福祉全般に関する知見を有するため
佐藤 雅明	公益	滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課長であり、社会福祉行政全般に関する知見を有するため。

3. 意見書の提出先

滋賀県運営適正化委員会 事務局

4. 意見書の提出期限

令和8年7月2日（木）【必着】

5. 提出方法

持参、郵送、Mail および FAX による

6. 本件の公示期間

令和8年6月25日（木）～令和8年7月2日（木）

本件に関する問合せ先

滋賀県運営適正化委員会

（飯塚・杉立）

〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

電話：(077) 567-4107 FAX：(077) 561-3061

Mail：c-ansin@mx.bw.dream.jp